

# 独立行政法人整理合理化計画の策定と実行

～制度発足から7年を振り返る～

行政監視委員会調査室 にしざわ としお  
西澤 利夫

## 1. 独立行政法人整理合理化計画の閣議決定に至る経緯

### (1) 制度発足までの経緯と独立行政法人制度の概要

独立行政法人制度は、橋本内閣の重点課題とされた行政改革の検討のため平成8年11月に設置された行政改革会議の最終報告(平成9年12月3日)において、英国のエージェンシー制度を参考にして、その導入が提言されたものである。その概要は、企画・立案事務と実施事務を分離し、実施事務のうち一定のものについて、効率性や行政サービスの質の向上、透明性の確保を図るため、国家行政組織外に、独立の人格を有する「独立行政法人」を設立する、業務運営についての目標やルールを明確に定めて、業務の結果について評価し、改善する仕組みを導入する、対象業務については、政府において具体的な検討を行い、決定するなどであった。行政改革会議最終報告を最大限尊重するとの対処方針の下で、中央省庁等改革基本法が成立(平成10年6月)。同法に基づき設置された中央省庁等改革推進本部において検討が進められ、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日本部決定)により、89の事務・事業の独立行政法人への移行が決定されるとともに、同年7月、制度運営の基本となる共通事項を定めた独立行政法人通則法が制定された(平成13年1月6日施行)。また、同年11月には国立公文書館法案など独立行政法人の設置根拠となる個別法案59本も国会に提出され、同年12月に成立している。こうして平成13年4月、独立行政法人制度が発足するに至った。

その業務は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」のうち、「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」などとされている。その業務運営の大きな特徴は、国の事前関与を極力なくし、自主的・自律的な業務運営が確保できるようにする一方で、業務実績については事後に厳格な評価を行い、評価結果をその後の業務運営の改善に反映させる仕組みを構築したことである。

具体的な流れとしては、まず、主務大臣が3年から5年の期間において、達成すべき明確な目標(中期目標)を定め、法人に指示する。法人は中期目標達成のための計画(中期計画)を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、事業年度ごとの計画(業務計画)を作成し、主務大臣に届け出る。これらに即して、業務が運営されることになる。

一方、事後チェックシステムとして、各事業年度の業務の実績について、各府省の「独立行政法人評価委員会」(以下「府省委」という。)、さらに政府レベルの総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」(以下「政独委」という。)による評価システムが設けられ、評価の結果は業務の改善等に反映させることとされた。また、中期目標期間終了時に

は、主務大臣が組織・業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる。その際、政独委は、主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができることとされた。

## (2) 緑資源機構をめぐる官製談合事件の発覚

行政改革の一環として平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人(以下「独法」という。)は、小泉政権下における特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の策定に伴って大部分の特殊法人が独法に移行したこと(平成15年10月に9府省32法人が設立。その後も20近くが移行)により、一挙に数が増え、昨年緑資源機構が問題となっていたころには全部で101法人となっていた。

この特殊法人等から独法への移行は、最終報告の内容を受けたものであって、従来から指摘されていた特殊法人等の問題点を解決に導くものとして、大いに期待されていた。最終報告では、「時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、経営責任体制の不透明性など、従来から様々な問題点が指摘されてきた。その大きな原因は、これらの問題が解決されるような共通の仕組みが存在しないところにある」と述べ、創設される独立法人制度では、「各法人の目的・任務及び業務・組織運営の基本的な基準などが明確化され、自己増殖的に業務を拡張することが防止される仕組みとなっている。さらに目標設定と評価に関する仕組みの導入、組織・人事管理の弾力性、情報公開など共通の原則が制度化されており、様々な問題点が克服される仕組みとなっている」と明言していたからである。

しかしながら、その後の状況をみると、「子会社など関連企業との不透明な随意契約や、契約を引換えにした関連企業への天下り、必要性の低い事務・事業の温存など、問題点が浮き彫りになってきた」(平成19年12月23日付読売新聞)。それを象徴するような事件が農水省所管の独立行政法人緑資源機構を舞台とした官製談合事件であった。緑資源機構は、旧森林開発公団と旧農用地整備公団の業務を引き継いだ緑資源公団が、平成15年10月に特殊法人から移行してできた独法である。国が資本金を全額出資し、林道整備などの事業経費は、ほぼ全額が公的資金で賄われていた。

本事件は、林道整備などの事業を行っている機構が、林道整備に係る「測量コンサルタント業務」について自ら関与して受注調整を行い、これを天下り先の企業や公益法人に割り振っていたとして独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑に問われたものである。機構では、毎年度末、理事を中心に翌年度のすべての発注予定業務の落札予定業者を事前に決定し、毎年4月、地方建設部の林道課長らを集めた会議を開き、最終確認。各林道課長が発注先に入札額等を指示していた。公正取引委員会は強制調査の結果を踏まえて平成19年5月24日、受注上位4法人を同容疑で刑事告発。東京地検は同日、機構の森林担当理事と受注側の公益法人・企業の担当者ら6人を独占禁止法違反容疑で逮捕。6月13日に起訴し、捜査は終了した。ちなみに、事件にかかわった元理事(解任)及び元林道企画課長(懲戒解雇)の2人に対しては、東京地裁で11月1日、有罪判決が言い渡され、確定している。

### (3) 本事件を受けての対応

経済財政諮問会議では平成19年5月9日、民間議員が独立行政法人の現状について、「緑資源機構の官製談合事件で明らかになったように、官製談合や天下りの温床となっている、廃止、民営化につながるような主たる業務の見直しにまで踏み込んでおらず、特殊法人からの単なる看板の架け替えとなっている等の批判がある」と指摘し、「政府本体との役割分担、業務の存続、民営化の可否まで踏み込んだ改革が必要である」とし、独立行政法人見直し3原則に基づき、全101法人を対象に見直しを行い、年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定するよう求める提案を行った。見直し3原則とは、民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する、業務独占は民間開放できない法人及び事務・事業に限定する、他の改革との整合性を確保する(トップ人事への公募制の導入、保有資産の売却・有効活用を促進する仕組みの整備など)というものである。民間議員の提案に対し、渡辺行政改革担当相と菅総務相は全力を尽くすと表明し、安倍総理からも「政府機能見直しの第一弾となるような本格的な改革を進めてほしい」との発言があった。

これを受け、6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においては、「政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す」とした上で、「すべての独立行政法人(101法人)について、見直しの3原則に基づき、民営化や民間委託の是非を検討し、見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に『独立行政法人整理合理化計画』を策定する」と明記された。見直しの3原則とは、「官から民へ」原則、競争原則及び整合性原則である。

その後、行革推進本部の下に設置された行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)で検討が始まった。有識者会議は、民間有識者の意見を求めるため、本部長決定(平成18年1月23日)により設置されたもので、形がよい化したとの指摘もある評価委員会を実質的に補完する役割を果たしている。まず、6月下旬から整理合理化計画を策定するための基本的な考え方の検討を行い、8月9日に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」を取りまとめている。これを受け、政府は翌10日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を閣議決定した。

### (4) 基本方針の概要

基本方針においては、次のような総論(横断的視点)と各論(事務・事業及び法人の類型別の視点)から成る方針に沿って、主務大臣は所管する独法についての整理合理化案を策定し、8月末に提出すること、提出された整理合理化案については、有識者会議が中心となって、規制改革会議などと連携を図りつつ、検討を行うとされた。

総論の第一は、事務・事業及び組織の見直しである。事務・事業については「真に不可欠なものを以外はすべて廃止することとする(主要な事務・事業であることなどの4基準に基づき、真に不可欠なものか否かを判断)、存続する事務・事業についても民営化の検討を行う、官民競争入札等の導入を推進し、提供する財・サービスの質の維持・向上と

経費削減を図る、特定独法の役職員の非公務員化を徹底するなどとされた。

第二は、運営の徹底した効率化である。人件費総額や営業費用の削減、民間委託の活用などにより可能な限りの経費節減を図る、関連法人等との間の資金の流れに関する情報公開により透明性を確保する、随意契約の見直しを行う、現物資産の売却など保有資産の見直しを行うなどとされた。

第三は、自主性・自律性の確保(自律化)である。中期目標について具体的かつ定量的な指標を設定する、国民の意見を運営・評価に活用する、内部統制を強化する、国以外からの財源の確保・拡充を図るなどとされた。

各論としては、法人を公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型及び政策金融型に類型化し、それぞれの類型ごとに、例えば公共事業執行型であれば、法令遵守体制の整備を図る、積極的に事業の廃止・縮小を検討する、関連法人・契約締結先との間の補助・取引等の資金の流れに関する情報公開を行うことで透明性を確保するなどが示された。

#### (5) 有識者会議における検討

基本方針に基づき、各主務大臣からは、8月末に各法人の整理合理化案が提出された。しかしながら、その内容は「十分に踏み込んだものとなっていないものが随所に見られた」(茂木有識者会議座長)ため、政府において各主務大臣に再検討を求める一方で、有識者会議においては、政独委、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会など関連会議と密接に連携を取りつつ、ヒアリングの場等を通じ徹底的に議論を行い、各法人の問題点や見直しを要する点等について指摘し、それらに対する回答を求めてきた。

これらの議論等を踏まえて、有識者会議は11月27日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項」を取りまとめ、行革推進本部長である福田総理に報告した。

#### (6) 独立行政法人整理合理化計画の閣議決定

この「指摘事項」を受けて、12月3日から、渡辺行革担当相と各主務大臣との一連の折衝が行われた。当初、同相は10法人の廃止・民営化(特殊会社化を含む)を始め、22法人の統合、7法人の事業見直しを内容とする39法人の改革案を提示したとされる(12月11日付毎日新聞)。しかし、各主務大臣からは「ゼロ回答」が続出し、折衝は難航したため、折衝はおおむね2週間(3巡)に及んだ。しかし、なおこの段階で決着したものは4法人(緑資源機構、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構及び海上災害防止センター)の廃止・民営化(うち前2者は折衝前から既定)、国交省、厚労省関係の6法人の2法人への統合、統計センターの非公務員化などにとどまるものであった。

そこで、12月19日からは町村官房長官による調整に移り、ここで新たに日本貿易保険の特殊会社化、農水省、文科省、厚労省関係の10法人の4法人への統合(他機関への移管を含む)などが決まった。そして最後に、焦点となっていた都市再生機構と住宅金融支援機構の民営化問題について、福田総理が裁定を行うこととなり、同月21日、前者は組織形態を検討して3年後に、後者は特殊会社化を含めて2年後に、それぞれ結論を出すことで決

着をみた。かくして、独立行政法人整理合理化計画の内容が固まり、同月 24 日に推進本部決定、そして閣議決定に至ったのである。

## 2. 独立行政法人整理合理化計画

### (1) 独立行政法人整理合理化計画の概要

以上の経過を経て策定された独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)の概要は、次のとおりである。

個別法人の見直しとして、

**法人の廃止・民営化等**が 6 法人。具体的には、日本万国博覧会記念機構、メディア教育開発センター、緑資源機構の 3 法人が廃止。通関情報処理センターと日本貿易センターが特殊会社化、海上災害防止センターが指定法人化。

**法人の統合(他機関への移管を含む)**により 16 法人を 6 法人に。例えば、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所の 4 法人を新たな研究所とし、既存の発想・分野を越えた研究開発を展開するなど。

**非公務員化**は、統計センター(平成 21 年度に実施。約 900 人)と国立病院機構(平成 20 年度に検討。約 4 万 8,000 人)の 2 法人。

**主要な事務・事業の見直し**は、「国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独法が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化を推進する」との観点から行われ、独法全体の事務・事業数 342 のうち 222 について見直しが打ち出された。例えば、造幣局や国立印刷局は白書の印刷などの事業から撤退し、通貨製造に重点化。日本スポーツ振興センターは繰越欠損金の解消、toto 事業の在り方を見直し。農畜産業振興機構は保有資産の規模拡大の抑制、蚕糸関係業務の廃止などである。

これにより、101 法人が 85 法人に削減され、財政支出の削減額は 1,569 億円(平成 20 年度)になるとされている。

横断的事項の見直しでは、業務運営の効率化施策として、

**随意契約の見直し**では、随意契約によることができる限度額等の基準を国と同様になるよう措置、随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約 1 兆円を約 7 割減。

**保有資産の見直し**では、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を推進し、適切な形で財政貢献を行う。所要の条件整備も。

**官民競争入札等の積極的適用**では、新たに 20 法人、29 事業を対象とすることとし、独法の提供する財・サービスの維持・向上と経費削減を図る。

**給与水準の適正化等**では、人件費総額を行革推進法の規定に沿って着実に削減、給与水準の高い法人は、社会的に理解が得られる水準に、能力・実績を給与に反映。

業務運営の自律化施策として、

**ガバナンスの強化**では、理事長、監事、評価委員会委員の任命に内閣が一元的関与。内部統制の在り方を検討。役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底。現行の府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みとする等の方向で検討。

国からの財政支出では、寄附金など自己収入の拡大に向けた取組を推進し、国への財政依存度を下げることを目指すとした。

これにより、人・モノ・カネの透明化・適正化が図られるとしている。

## (2) 整理合理化計画についての評価

政府は、今回の整理合理化計画について「国民生活にとって必要なサービスを維持しつつ、無駄を徹底的に排除するという方針が貫かれた」と(町村官房長官)と評価し、有識者会議の茂木座長は閣議決定の当日、「これからは、主務大臣は網羅的で定量的な中期目標を設定し、独法は強化されたガバナンスの下、目標管理に基づき、効率的・自律的な運営を行い、運営について厳しく評価されることになる。本計画の着実な実施により、国民に信頼される独立行政法人制度が確立され、独法新時代がスタートすることを強く期待する」との談話を発表している。

整理合理化計画については、「スリム化がある程度は進むことになった」(平成19年12月22日付読売新聞)との見方もある一方で、批判的な見方も多く示されている。例えば、「来年度予算案でも07年度(1,400億円)並みの歳出削減を打ち出すのが精一杯。全体で3兆円を超える独法向け支出との比較で見れば削減幅は余りに小さい」(平成19年12月21日付日経新聞)、「行革相案が廃止・民営化すべきだとした目玉法人の大半について結論を先送りする内容で、代わりに小規模法人の統合で削減数を稼ぐ『数合わせ』が目立った」(翌22日付日経新聞)、「すべて同じ所管省庁内での統合に終わり、省庁の枠を超えることはできなかった」(平成20年1月7日付東京新聞)といった新聞報道のほか、「実質的な廃止は緑資源機構のみとなっており、見せ掛けだけの廃止・民営化である」(『週間行政評価』1月17日号)、「101の独法のうち廃止や民営化が決まったのは、不祥事でもともと廃止が決まっていた緑資源機構を含む6法人のみ。大見え切った割には、小粒すぎる結果である」(まさのあつこ『論座』2月号)などの厳しい批判が見られた。

以上のように整理合理化計画については評価が分かれているが、いずれにせよ、少なくとも今回決められた内容については、今後後退することなく着実に進めていくことが必要である。また、独法全体の抜本的改革は今回をもって終わりとするのではなく、これが第一歩であるとの認識を持って、更なる改革に臨む必要がある。

## (3) 例年の「勧告の方向性」に基づく見直しとの関係

独立行政法人制度では、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣が法人ごとに定める3～5年の中期目標期間が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっている。それは、総務省の政独委が「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、各主務大臣に通知する、これを受けて各主務大臣が対象法人ごとの見直し案を作成し、行革推進本部に提示する、行革推進本部が見直し案について政独委に意見を求める、政独委が行政改革推進本部に見直し案についての意見を提出する、行革推進本部が見直し案を了解する旨を決定する、各主務大臣が見直し内容を決定するといった手順を踏んで、次年度予算に間に合わせるように行われている。

平成 19 年度においても、例年どおりこの手順に沿って、見直しの作業が行われた。今回見直しの対象とされたのは、「経済財政改革の基本方針 2007」に基づいて、中期目標期間が平成 19 年度に終了する 23 法人と平成 20 年度に終了する 12 法人の計 35 法人である。ただし、平成 19 年度は、例年と異なり、同時期に行政改革推進本部により全独法を対象とした整理合理化計画の策定作業が進められていたことから、整理合理化計画と内容面での整合性を図りながら作業が進められた。

そのため、前述のように難航した整理合理化計画の策定作業の影響を受けて、上記の「勧告の方向性」が、第一次(平成 19 年 12 月 11 日)と第二次(同月 21 日)の 2 回に分けて出されるなど例年とは異なる特徴が見られた。そして、上記 が同月 23 日に行われ、翌 24 日、 から までの手続が行われた。なお、整理合理化計画においては、「本計画に記載していない事項で、各法人の中期目標期間終了時の見直しとして決定しているものについては、主務府省において責任を持って所要の措置を講ずるものとする」とされた。

### 3. 整理合理化計画の着実な実行の必要性

#### (1) 関連法案の国会提出

今国会(第 169 回国会)には、緑資源機構法廃止法案や国民生活センター法改正案などの個別法人の見直しに関連した法案のほか、横断的見直しに関連した独立行政法人通則法改正案(以下「通則法改正案」という。)が提出されている。これらは、整理合理化計画において定められた事項や例年の「勧告の方向性」に基づく組織・業務全般の見直しなどを踏まえたものである。個別法人関連のうち農水省所管の法案では、官製談合事件の舞台となった緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継させる等の措置を講じる「緑資源機構法廃止法案」が提出され、3 月 31 日の参議院本会議で可決、成立した。また、生糸をめぐる状況の変化に伴い、独立行政法人農畜産業振興機構の蚕糸関係業務を廃止する「生糸輸入調整法廃止法案」も提出され、4 月 11 日の参議院本会議で可決、成立した。

内閣府所管では、消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するため、センターに紛争解決委員会を設置する「国民生活センター法改正案」が提出され、4 月 25 日の参議院本会議で可決、成立した。センターにおける裁判外紛争解決制度の整備については、整理合理化計画においても、検討の必要性が指摘されていた。

財務省所管では、税関の輸出入手続を電子処理する N A C C S (通関情報処理システム)を運営している通関情報処理センターを本年 10 月に解散し、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(特殊会社)を設立する「N A C C S 特例法改正案」が提出され、5 月 23 日の参議院本会議で可決、成立した。

文科省所管では、原子力の研究開発や放射線利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分を確実に実行するため、原子力研究開発機構にこれらの廃棄物の埋設処分業務を行わせる「原子力研究開発機構法改正案」が提出され、5 月 28 日の参議院本会議で可決、成立した。その他本稿執筆時点で未成立のものとして、国交省所管では、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研

研究所を設立する「気象研究所法案」が提出されている。なお、「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)で、「気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより 174 人を純減」とされたのを受け、気象研究所は非公務員化することとされた(メリットは官民の人事交流の促進)。総務省所管では、整理合理化計画で「統計法の全面施行に合わせ、平成 21 年度に非公務員化する」と定められたのを踏まえ、統計センターの役職員を非公務員化する「統計センター法改正案」(総務省)が提出されている。

## ( 2 ) 独立行政法人通則法改正案

通則法改正案は、整理合理化計画に基づき、現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるなど所要の法整備を行うものであって、その概要は、次のとおりである(内閣官房の資料より)。

### 独法の評価機能を一元化

- ・ 現行の各府省の評価委員会、総務省の政独委を廃止。内閣として一元的に評価する独立行政法人評価委員会を総務省に設置
- ・ 評価委員会の委員を内閣総理大臣が任命
- ・ 評価委員会の権限を強化(長・監事への調査権の付与、総理への報告・意見具申)
- ・ 役員人事の一元化、人事への評価の活用
- ・ 法人の長及び監事の主務大臣任命に際し、内閣承認を法定化
- ・ 長及び監事の候補者について、公募手続原則の導入
- ・ 評価委員会による法人の長又は監事の解任勧告制の導入
- ・ 監事の職務権限の拡充強化等
- ・ 監事について、役職員、子法人への調査権限を法定化
- ・ 内部統制システムの業務方法書への記載の義務化
- ・ 保有資産の見直しのための法整備(国庫納付等)
- ・ 不要財産の処分、国費で取得した不要財産の国庫納付(現物又は売却収入の納付)の義務付け
- ・ 非特定独立行政法人の役職員の再就職規制
- ・ ファミリー企業等へのあっせんの禁止
- ・ 営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止
- ・ 再就職者から法令等違反行為の働き掛けを受けた役職員に対する届出義務

## ( 3 ) 今後の課題

通則法改正案は、独立行政法人制度の抜本的な見直しの結果とされる「整理合理化計画」に盛り込まれた保有資産の見直し、ガバナンスの強化など一連の「横断的な見直し事項」について、所要の法整備を行おうとするものである。本計画が着実に実行されることにより、独法改革が一步でも前進していくことが期待される一方で、法整備の内容や運用のいかんによっては、所期の目的が十分に達成されないおそれもある。以下、今後の課題と思われる点を指摘しておきたい。



#### ア 人事管理の問題(天下り、役員報酬等)

独法についてこれまでよく指摘されている問題は、特殊法人等が抱える諸問題を解決するために特殊法人等から移行して独法が設立された経緯があるにもかかわらず、役員報酬や職員給与が高いとか、役職員のポストが所管省庁等の有力な天下り先になっているなど従前と変わらない実態になっているという問題である。このうち天下りに関しては、独法と各府省とのもたれ合いの構造にメスを入れるねらいから、法案は、法人の長及び監事の主務大臣任命に際し、内閣の承認を得ること、その候補者を原則公募制とする、評価委員会は調査又は評価の結果に照らして必要があるときは、主務大臣に解任を勧告できるとし、選任プロセスの透明化や民間の人材の登用による経営効率化を図ることとしている。これに関しては、「官庁の事務次官など幹部人事は、首相官邸の閣議人事検討会議で最終決定しているが、官庁の原案を追認することが多い」(平成 20 年 4 月 18 日付朝日新聞)とされ、「内閣の承認」にいかにも実効性を持たせることができるかが今後の課題である。

また、国家公務員が独法に再就職し、さらに関係企業に移る流れを断ち切るため、国家公務員に義務付けられた再就職規制に準じ、関係企業に対して行うあっせんを原則禁止とするなど再就職規制の規定を設けている。

なお、役員報酬や職員給与については、法改正による対応ではなく、行政改革推進法の規定に沿って人件費総額を 5 年で 5 % の削減を着実に実行することや、給与水準の高い法人は社会的に理解が得られる水準に引き下げようとするなど運用面での対応を求められている。今回新たに設置される評価委員会による厳正な評価に期待したい。

#### イ 財務会計の問題(保有資産の見直し)

現行制度では、「独法が資産を売却した際は利益部分だけ国庫納付を認めており、残りの資産は独法が持ち続ける仕組み」(平成 20 年 3 月 19 日付日経新聞)となっているため、保養所などの不要資産の整理がうまく進まないという問題があった。そこで法案は、独法の保有資産について、不要財産の処分を義務付けるとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付ける、国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について、所要の規定を設けるなどとした。国庫返納等が着実に推進されることにより、適切な形での財政貢献が期待できるのであるが、「業務を実施する上で必要がなくなった」との判断を厳格に行うことができるかどうかは課題となろう。

また、独法については、天下り先との随意契約が多いという問題が再三指摘されてきた。昨年の会計検査院の調査では、「特殊法人等から独立行政法人に移行した新エネルギー・産業技術総合開発機構や緑資源機構、雇用・能力開発機構など 13 法人は、自らが出資している関連会社や、関連する公益法人など計 145 法人と取引があった。06 年度の 100 万円以上の契約は計 512 件あり、このうち随意契約は 462 件(90.2%)で、契約額は 1,094 億円に上る。関連会社など 26 法人の役員には、独法から役職員が再就職していた」(平成 19 年 9 月 29 日付日経新聞)とのことである。この問題は、整理合理化計画に盛り込まれた「随意契約の徹底見直し」の実行に待つことになるが、前述の再就職規

制の導入によっても、間接的な効果が期待できるものと思われる。

#### ウ 評価システムの問題

独法の業務実績については毎年、所管する各府省の評価委員会がチェックし、さらに総務省の政独委による二重のチェックを受ける仕組みになっている。「しがらみのない第三者が独法を監督し、無駄遣いや組織の肥大化に歯止めを掛けるねらいがあった」(平成19年11月24日付日経新聞)とされるが、官製談合事件で問題になった緑資源機構の評価が5段階評価の上から2番目の「A」になるなど、実際にはこうした評価体制は本来の役目を果たしてこなかったと指摘されている。また、委員選定も各省庁が行っており、ほとんど身内であることが「お手盛り」評価につながっているといった批判もされてきた。

そこで法案では、整理合理化計画を踏まえ、評価機関を一元化し、総務省に評価委員会を設けることとして、内閣全体として統一性の取れた厳格な評価ができるように体制を整備することとされた。また、委員会の委員等は総理大臣が任命することを明記するとともに、併せて、評価委員会の権限を強化することとしている。

法案で気になったのは、一つは委員等の任命に当たっての国会の同意を要件としなかった理由である。委員等として適任者が、民主的な手続を経て選任されることになるのが望ましい。もし、昨今の日銀人事をめぐる混乱等を念頭に、ねじれ国会対策として落としたというのなら、本末転倒のように思う。また、委員が最大18人とされているが、これだけの人数しかいなくて評価委員会の活動が十分円滑にできるのかという点である。分科会方式にして、事務方の活用を図るなど運用面での相当の工夫が必要になると思われる。いずれにせよ、新しい評価体制の下、これまで指摘された様々な問題を評価委員会による厳正な評価の実現により解決し、国民から信頼される制度となっていくことを期待したい。